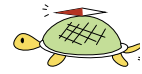


コンパス 通信



高島市 障がい者相談支援センターコンパス
〒520-1611 滋賀県高島市今津町弘川204-1
Tel (0740) 22-5553 Fax (0740) 22-6161
URL: www.shiganijinokai.net
E-mail: compass@swan.ocn.ne.jp
受付時間: 9:00~18:00 (月~土)

コンパスは羅針盤のことで、大きく成長する方向性を見出せるような存在という意味で、目標に向かって共に進み、いつもそばにあり頼りになる存在という思いが込められています。

春のあたたかい光に心誘われ、風景が日に日に彩りを増していく変化に喜びを感じられる季節となりました。春は環境に変化がもたらされる時期でもあります。障がいのある方にとっては環境が変わることに戸惑いや不安を感じる方がおられます。普段の生活を熟知している家族や関係者が協力し、気持ちに寄り添いながら、より細やかな支援が期待される時期でもあります。小さな変化に対しても関係者が情報共有していきける心配りに努めていきたいと思えます。



市内の相談体制について



高島市内にはコンパス以外に「特定相談支援事業所」があります。サービス等利用計画の相談及び作成をする事業所になり、福祉サービスのご利用がある方は、どこかの事業所で担当の相談員さんがおられるのではないのでしょうか。現在、コンパスをはじめ「藤美相談支援事業所」「こころいちばん計画相談支援センター」「相談支援事業・ひろかわ」「計画相談支援センター虹」の5か所の相談支援事業所があります。

月に1回は相談員と行政機関、社協相談員、働き暮らし相談員で集まり、情報共有や研修を実施し、切磋琢磨しながら相談員の資質向上に努めています。

オープンコンパスについて

2月に開催しましたオープンコンパスは今年度最終ということもあり、お茶を飲みながらの座談会を行いました♪お題に沿って一人ひとりお話を伺い、個人の趣味の話やちょっと悩んでいること、恋のお話など話題に出ました。



職員紹介

コンパスの10名の職員を順番に紹介します(今回最終)。

<p>清水 亜美 (事務員) 電話対応・計画作成等の補助をしています。毎日楽しく頑張っています!</p>	<p>中山 由紀子 (基幹相談員) 体を半分に分りたいです。そうすれば、スリムになって一石二鳥!!</p>
<p>桂田 敏男 (計画相談員) 早いもので…いい年になりましたが、ひたすら前を見て突っ走ります(〇)/</p>	<p>堤中 美穂 (基幹相談員) 元気だけが取り柄な私です♪どんくさいですが、よろしくお願いします!</p>

障害者差別解消法とは?



平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートします!

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

★「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

★「合理的配慮の提供」とは?

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

★困ったときは…

障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談してください。

※内閣府 差別解消法リーフレットより

～編集後記～ 今年度、年3回発行しましたコンパス通信ですがいかがでしたでしょうか?来年度も制度のことや新しい情報をお伝えできる紙面にしたいと思えます。よろしくお願致します!